

雇用ニュース

2006年12月



-冬の波崎砂丘- いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 岩野 昇さん

「働くあなたに 確かな支え 労働保険に加入しましょう！」

おもな内容

- 県内の雇用情勢 2
- 茨城県産業別最低賃金を改定 3
- 男女雇用機会均等法が変わります!! 4
- 「平成18年度福祉施設等就労支援セミナー」を開催! 5
- 改正高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施状況について 6~7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>



有効求人倍率10か月連続で上昇 (前年同月比・季節調整値)

平成5年5月(1.00倍)以来の高率
有効求職者数は43か月連続の減少

① 概況

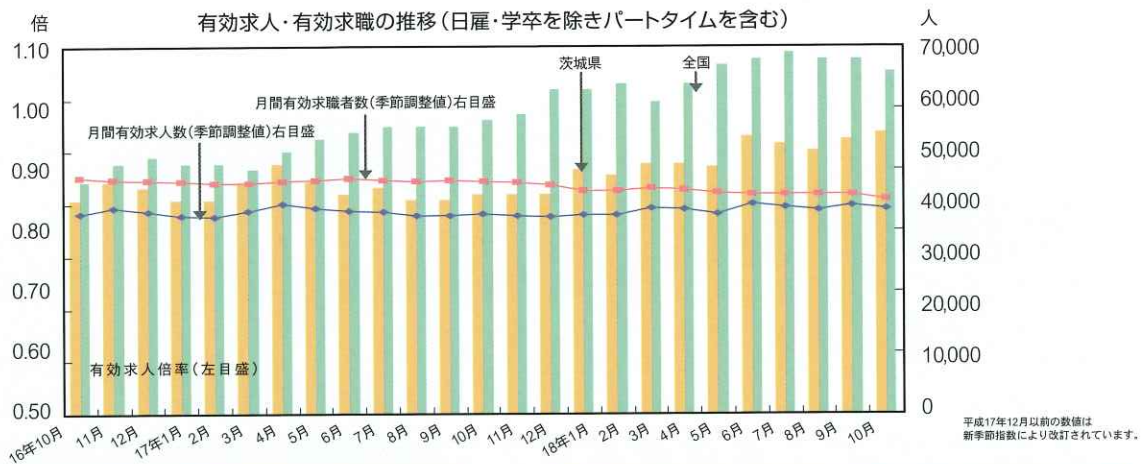
10月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,893人で前年同月に比較して1.9%増と、6か月連続の増加となりました。

新規求職者数は11,085人(前年同月比6.4%減)で、7か月連続の減少となりました。なお、雇用形態別に見ると一般(5.6%減)は7か月連続で減少し、パートタイム(8.5%減)も3か月連続の減少となりました。

有効求人数は42,324人で、前年同月比で3.9%の増と5か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、41,778人(6.9%減)で、43か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.96倍(季節調整値)と前月(0.95倍)を0.01ポイント上回り、前年同月比(0.86倍)でも0.10ポイント上回りました。

こうした中、就職件数は3,614件と前年同月比で5.8%減と、5か月連続の減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は15,893人となり、前年同月比で1.9%増と、6か月連続の増加となりました。

産業別にみると、製造業(前年同月比26.7%増)、卸売・小売業(同5.7%増)、飲食店・宿泊業(同0.0%)、サービス業(同8.9%増)で増加し、建設業(同2.5%減)、情報通信業(同33.3%減)、運輸業(同37.0%減)、医療・福祉(同3.8%減)、その他の産業(同2.9%減)で減少しました。

また、規模別にみると、30~99人(前年同月比1.2%増)、100~299人(同38.0%増)、300~499人(同76.1%増)で増加したものの、全体の50.7%を占める29人以下(同6.0%減、14か月連続)及び500人以上(同13.3%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用が3.8%増と6か月連続で増加し、パートタイムは0.4%減と2か月ぶりの減少となりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,057件で、前年同月に比較し7.4%減と5か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合も27.6%と、前年同月(27.9%)を0.3ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は10,466人で、前月比で3.7%減、前年同月比では14.9%減(48か月連続)と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は801人で、割合は7.3%(前年同月7.1%)と0.2ポイント上昇し、事業主都合離職者数でも11.6%増と3か月ぶりの増加となりました。

③ 新規求職の動き

新規求職者数は11,085人となり、前年同月比で6.4%減と7か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般(パートタイム以外)が72.9%(前年同月72.3%)と0.6ポイント上昇したものの、数では5.6%減と7か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数で8.5%減と3か月連続の減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は46.2%で前年同月(47.4%)を1.2ポイント下回り、若年求職者数でも8.7%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は18.0%で、前年同月(17.8%)を0.2ポイント上回ったものの、高齢求職者数では5.7%の減少となりました。

茨城県産業別最低賃金を改定

茨城県産業別最低賃金のうち4業種が改定されました。

改定された4業種の最低賃金は、「鉄鋼業」が時間額で6円の引上げ、「一般機械器具製造業」が5円の引上げ、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」が3円の引き上げ、「各種商品小売業」が4円引上げとなりました。

改定された最低賃金は平成18年12月31日から効力を発生することとなります。

また、18歳未満又は65歳以上の労働者、雇入れ後6月未満の労働者であって技能習得中の方、清掃・片付けの業務等に主として従事する労働者、賄いの業務及び手作業による一部の業務（業種ごとに指定されています。）に従事する労働者については、産業別最低賃金から除外され、茨城県最低賃金の655円が適用されます。

お問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室（TEL 029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

茨城県の最低賃金

件名	時間額(円)	効力発生日	適用範囲	
茨城県最低賃金	655	平成18.10.1	茨城県内のすべての事業場	
産業別最低賃金	鉄鋼業	758	平成18.12.31	茨城県内の鉄鋼業の事業場
	一般機械器具製造業	747	平成18.12.31	茨城県内の一般機械器具製造業の事業場 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）は、茨城県最低賃金を適用する。 また、下表を適用するものを除く。
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	742	平成18.12.31	茨城県内の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業の事業場 ただし、測量機械器具製造業及び眼鏡製造業（枠を含む）は、茨城県最低賃金を適用する。 また、下表を適用するものを除く。
	各種商品小売業	718	平成18.12.31	茨城県内の各種商品小売業の事業場

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生日	適用範囲	
産業別最低賃金	一般機械器具製造業（繊維機械製造業を除く）	5,805	726	平成11.12.31	茨城県内の一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業
	電機機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31	茨城県内の電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業

男女雇用機会均等法が変わります!!

平成19年4月1日
スタート

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします（平成18年6月21日公布）。

..... 改正のポイント

男女雇用機会均等法

① 性別による差別禁止の範囲の拡大

(1) 男性に対する差別も禁止されます

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになります。

(2) 禁止される差別が追加、明確化されます

● 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます。

● 配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます。

(3) 間接差別が禁止されます

外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます。

※ 省令は今後定められます。

間接差別とは

1. 外見上は性中立的な要件だが、
2. 一方の性に相当程度の不利益を与え、
3. その要件に業務遂行上の必要などの合理性がないもの

② 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

(1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます。 ※省令、不利益取扱いの具体的内容については今後定められます。

(2) 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります。

③ セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります。

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

(注)この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

④ 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置（時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等）を講ずることが義務となっています。

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

⑤ ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

⑥ 過料の創設

厚生労働大臣（都道府県労働局長）が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます。

労働基準法 女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制が緩和されます。

施行期日 平成19年4月1日 ※改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます。

お問い合わせは、茨城労働局雇用均等室へ

電話 (029) 224-6288 FAX (029) 224-6265

平成18年度 福祉施設等就労支援セミナーを開催

県内3会場で56施設、関係機関を含め122名が出席

福祉施設等就労セミナー開催される

本年4月より改正障害者雇用促進法と障害者自立支援法が施行され、10月からは障害福祉サービスの新体系への移行が始まり、福祉的就労から一般雇用への移行を促進させるため、就業と生活の両面にわたる一体的な支援等の施策を講じることとしております。このため、福祉施設等の職員等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する知識を高め、就職を希望する施設利用者の就労支援をより効果的に行えるように福祉施設等を対象とした就労支援セミナーを開催しました。セミナーは9月25日茨城県職業人材育成センター（水戸市）、10月20日土浦勤労者総合福祉センター（土浦市）、11月9日茨城県県西生涯学習センター（筑西市）の3会場で開催しました。



(筑西会場 主催者挨拶風景)

セミナー内容

各地でのセミナー内容は、茨城労働局より障害者雇用の現状と支援制度等について説明を行い、それぞれの地域で障害者の就労支援にご活躍されている水戸地区障害者就業・生活センター野田所長（水戸会場）、茨城県南部障害者雇用支援センター黒岩指導員（土浦会場）、就業・生活支援センター「なかま」の渡辺就業支援ワーカー（筑西会場）から、就労に当たっての課題と支援方法や具体的就労支援の取り組み事例について発表がありました。次に就職を希望する障害者の職業評価等について、茨城障害者職業センター長田主任カウンセラーより、続いて福祉施設等から一般雇用への移行を促進するため施設等に対するアドバイスを行う障害者就労支援アドバイザーの塙さん、府川さんより説明がありました。

終了後のアンケートでは、

- ・各センターの具体的支援の状況を知ることが出来た。
- ・県内の障害者の状況や就職に向けての支援メニューなどについて理解できた。
- ・実際に障害者を雇用している事業所からの苦勞話やメリットなどの話を聞きたかった。

等の意見が寄せられました。

事業主の皆さまへ

福祉的就労から一般雇用への移行を促進するためには、事業主の皆様のご理解とご協力が不可欠です。現在、障害者の採用を検討されている事業主の方、また、雇用管理等に不安をお持ちの事業主の方は、ぜひ管轄のハローワークまでご相談ください。



(水戸会場 説明風景)

改正高齡法に基づく 高年齢者雇用確保措置の 実施状況について

高年齢者雇用安定法（高齡法）の改正により、本年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ②継続雇用制度の導入③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされている。

この報告は高齡法（第52条第1項）に基づいて、事業主は6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することを義務づけられており、今般、当該報告（以下「6月1日報告」という。）を提出した県内に本社を置く51人以上規模企業1,163社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況を集計し、その結果をとりまとめたものである。

ポイント

- 平成18年6月1日現在、51人以上規模企業1,163社のうち87.5%の企業が、改正高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）を実施済（全国84.0%）
うち、中小企業は85.5%（全国82.0%）、大企業は98.9%（全国94.4%）
- 雇用確保措置の実施義務化の対象年齢^(注)は、平成18年度の「62歳」から段階的に引き上げられるが、平成25年度に義務付けられる「65歳」まで既に引き上げた企業が76.8%（全国76.3%）
- 雇用確保措置のうち「継続雇用制度の導入を行った企業が88.0%（全国85.9%）と最多。このうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入した企業が44.4%（全国39.1%）、継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で定めた企業が35.3%（全国42.1%）
- 雇用確保措置を未実施のすべての51人以上規模企業に対し、本年内を目途に、労働局、ハローワークの幹部等による個別指導を集中的に実施
特に301人以上規模企業に対しては、優先的に実施

(注) 改正高齡法により義務づけられる高年齢者雇用確保措置の対象年齢は、次のとおり

平成18年4月1日～平成19年3月31日：62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日：63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日：64歳
平成25年4月1日以降：65歳



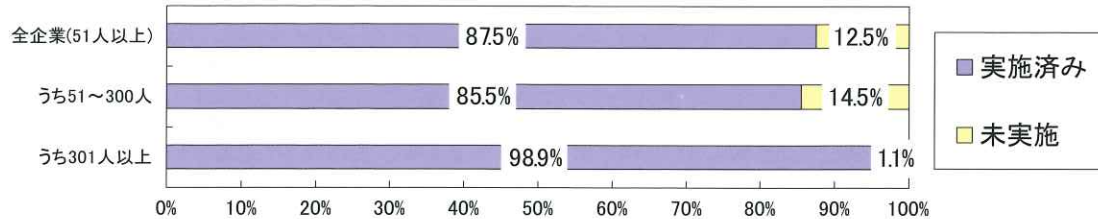
改正高齢法に基づく高齢者雇用確保措置の実施状況（概要版）

（51人以上規模企業、平成18年6月1日現在）

茨城労働局職業対策課

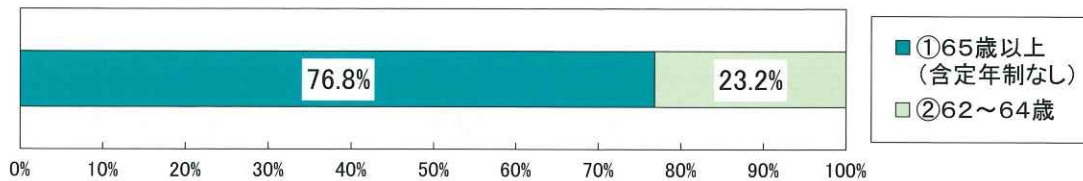
- 1 改正高齢法が4月1日に施行され、全ての企業に65歳まで（義務対象年齢は65歳まで段階的に引上げ）の雇用確保措置の実施が義務づけられたが、6月1日現在で51人以上規模企業の87.5%が実施済みとなっている。うち、中小企業は85.5%、大企業は98.9%となっている。

表1 雇用確保措置の実施状況



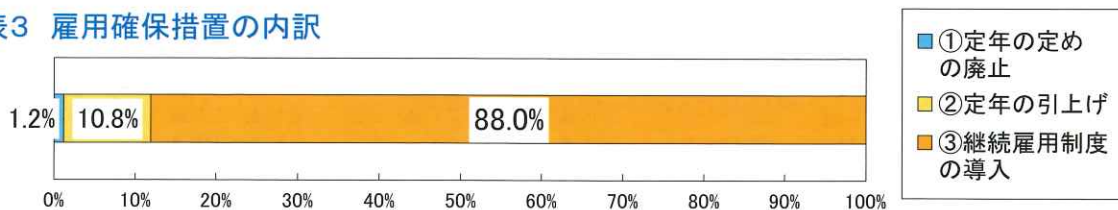
- 2 上記実施済み企業のうち、雇用確保措置の上限年齢を62～64歳とした企業が23.2%であり、改正高齢法の義務化スケジュールを前倒しし、65歳以上へ引き上げた企業は76.8%となっている。

表2 雇用確保措置の上限年齢



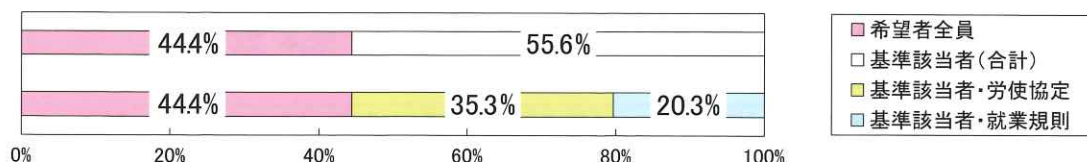
- 3 上記実施済み企業のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は1.2%、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は10.8%、「継続雇用制度」を導入した企業は88.0%となっている。

表3 雇用確保措置の内訳



- 4 前記「継続雇用制度」を導入した企業のうち、希望者全員の「継続雇用制度」を導入した企業は44.4%、制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた企業は55.6%。また、55.6%の内訳は、対象者の基準を労使協定で定めた企業は35.3%、労使協議が調わず就業規則等で定めた企業は20.3%となっている。

表4 継続雇用制度の内訳



茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967
9	16,801	4,990	11,720	11,208	5,183	1,881	41,439	42,126	3,815	10,872
10	15,893	4,911	10,899	11,085	5,118	1,991	42,324	41,778	3,614	10,466
11										
12										
19年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.1
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.22	1.50	0.88	0.99	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	290	4.3
17年 4月	1.18	1.42	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.4
5	1.24	1.46	0.88	0.95	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0	307	4.4
6	1.19	1.51	0.86	0.96	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5	280	4.2
7	1.26	1.48	0.87	0.97	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4	289	4.4
8	1.17	1.49	0.85	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8	284	4.3
9	1.17	1.48	0.85	0.97	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9	285	4.3
10	1.25	1.48	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5	304	4.5
11	1.18	1.53	0.86	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9	292	4.5
12	1.21	1.55	0.86	1.03	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6	265	4.4
18年 1月	1.29	1.56	0.90	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0	292	4.5
2	1.26	1.53	0.89	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5	277	4.1
3	1.25	1.45	0.91	1.01	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2	289	4.1
4	1.20	1.54	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.65	0.90	1.07	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.0
6	1.34	1.62	0.95	1.08	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.29	1.56	0.94	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.25	1.60	0.93	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9	1.41	1.55	0.95	1.08	7.8	2.2	▲ 9.9	▲ 2.8	▲ 0.1	1.1	▲ 15.3	▲ 8.6	280	4.2
10	1.37	1.55	0.96	1.06	1.9	1.7	▲ 6.4	▲ 2.0	▲ 5.8	1.2	▲ 14.9	▲ 5.3	281	4.1
11														
12														
19年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成17年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。